

流域住民意識調査対象町内会抽出の考え方（案）

流域住民意識調査における対象町内会（区等を含む。以下同じ。）の抽出は、下記の点を踏まえて行った。

- （１）新潟県内の関川流域に含まれる 13 市町村から抽出する。
- （２）最低、各市町村から 2 町内会を抽出する。
- （３）川に近い（水害の影響を受ける、川と接しながら生活している）町内会と川から多少離れた町内会を抽出する。（両町内会はそれぞれ対になるように配慮する。また、適当な町内会が見あたらない市町村等については、市町村内の位置的なバランスに配慮して（上流から 1 町内会、下流から 1 町内会等。）抽出する。）
- （４）市町村の人口割合を考慮した抽出町内会数とする。
- （５）原則として、河川の主要な部分（関川・保倉川の下流部）については左右岸から選ぶ。
- （６）当委員会において抽出された「各委員からの提案『当委員会が取り組むべき課題とその取り組み方』」に密接に関連する町内会を含めて抽出する。
- （７）1 町内会 50 世帯程度である町内会を優先して抽出する。（著しく世帯数の多い町内会については、組単位等による再抽出を検討する。著しく世帯数の少ない町内会については、合計世帯数が 50 程度になるように複数の町内会の抽出を検討する。）